

豊明市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和 4 8 年豊明市条例第 2 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）<u>第 9 条第 1 2 項</u>の規定に基づき、公平委員会の委員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。</p> <p>（服務の宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに委員となった者は、<u>任命権者の面前において別記様式による宣誓書に署名捺印し</u>てからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式 別記 1</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）<u>第 9 条の 2 第 1 2 項</u>の規定に基づき、公平委員会の委員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。</p> <p>（服務の宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに委員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出して</u>からでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式 別記 2</p>

別記 1

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

豊明市公平委員会委員



別記2

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

豊明市公平委員会委員

豊明市固定資産評価審査委員会条例（昭和47年豊明市条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（審査の申出）</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u>（略）</p> <p><u>6</u>（略）</p> <p>（書面審理）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出された場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第8条（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載し、<u>提出者が署名押印しなければならない。</u></p>	<p>（審査の申出）</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>4</u>（略）</p> <p><u>5</u>（略）</p> <p>（書面審理）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出された場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第8条（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次の各号に掲げる事項を記載しな<u>ければならない。</u></p>

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 (略)

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 (略)

豊明市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和47年豊明市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名し</u> なければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> </div>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は_____、<u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出し</u> なければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>わたくしは、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。</p> <p>わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div>

議案第 4 7 号参考資料

豊明市税条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○豊明市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 4 7 年 8 月 1 日 条例第 4 4 号</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 6 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 3 2 0, 0 0 0 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 0, 0 0 0 円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 1 8 9, 0 0 0 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第 3 3 条の 7 <u>所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 3 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当</u></p>	<p>○豊明市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 4 7 年 8 月 1 日 条例第 4 4 号</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第 2 6 条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 3 2 0, 0 0 0 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）</u> の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 1 0 0, 0 0 0 円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 1 8 9, 0 0 0 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第 3 3 条の 7 <u>所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（愛知県知事が定めるものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 3 条の 3 及び前条の規定を適用</u></p>

該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を愛知県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（愛知県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

(4) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、愛知県内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(5) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第

(6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、愛知県内に主たる事務所を有する同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等に対するもの

(7) 第3号から第6号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして愛知県知事が定めたもの

2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附した者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

充てられることが明らかなものを除く。)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族

_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～15 略

16 略

17 略

に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～15 略

16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

17 略

18 略

豊明市手数料徴収条例（平成12年豊明市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（種類及び金額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（21） （略）</p> <p><u>（22） 個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。） 1枚につき 800円</u></p> <p><u>（23）</u> （略）</p> <p><u>（24）</u> （略）</p> <p><u>（25）</u> （略）</p> <p><u>（26）</u> （略）</p> <p><u>（27）</u> （略）</p> <p><u>（28）</u> （略）</p> <p><u>（29）</u> （略）</p> <p><u>（30）</u> （略）</p> <p><u>（31）</u> （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（種類及び金額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（21） （略）</p> <p><u>（22）</u> （略）</p> <p><u>（23）</u> （略）</p> <p><u>（24）</u> （略）</p> <p><u>（25）</u> （略）</p> <p><u>（26）</u> （略）</p> <p><u>（27）</u> （略）</p> <p><u>（28）</u> （略）</p> <p><u>（29）</u> （略）</p> <p><u>（30）</u> （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（受給資格者）</p> <p>第2条（略）</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による<u>児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法</u>の例による。</p>	<p>（受給資格者）</p> <p>第2条（略）</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による<u>政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例</u>による。</p>

豊明市国民健康保険条例（昭和47年豊明市条例第64号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会)</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号_____）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、名称を豊明市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、<u>国家公務員等共済組合法</u>（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 市は、<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p>	<p>(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会)</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。<u>以下「法」という。</u>）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、名称を豊明市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、<u>国家公務員共済組合法</u>（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 市は、<u>法</u>_____第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p>

(1) ~ (4) (略)

附 則

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第4条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症

に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 (略)

(1) ~ (4) (略)

附 則

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第4条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 (略)